

平成21年5月18日

各位

会社名： 株式会社トプコン
代表者： 取締役社長 横倉 隆
(コード番号 7732 東証第1部)
問合せ先： 経理・経営企画グループ統括
取締役兼執行役員
小川 隆之
電話： 03 (3558) 2536

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第116期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」)に伴い、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- 株券喪失登録簿に関する経過措置を附則に定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

注) 下線は変更部分を示しております。

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
<u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第8条 (条文省略)	<u>第7条</u> (現行どおり)
第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2 当社は第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の定める株式取扱規則の定めるところについてはこの限りでない。</u>	第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)

<p>第 10 条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 11 条～第 40 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 9 条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 10 条～第 39 条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>
---	---

3. 日程
- | | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 26 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日 |

以上